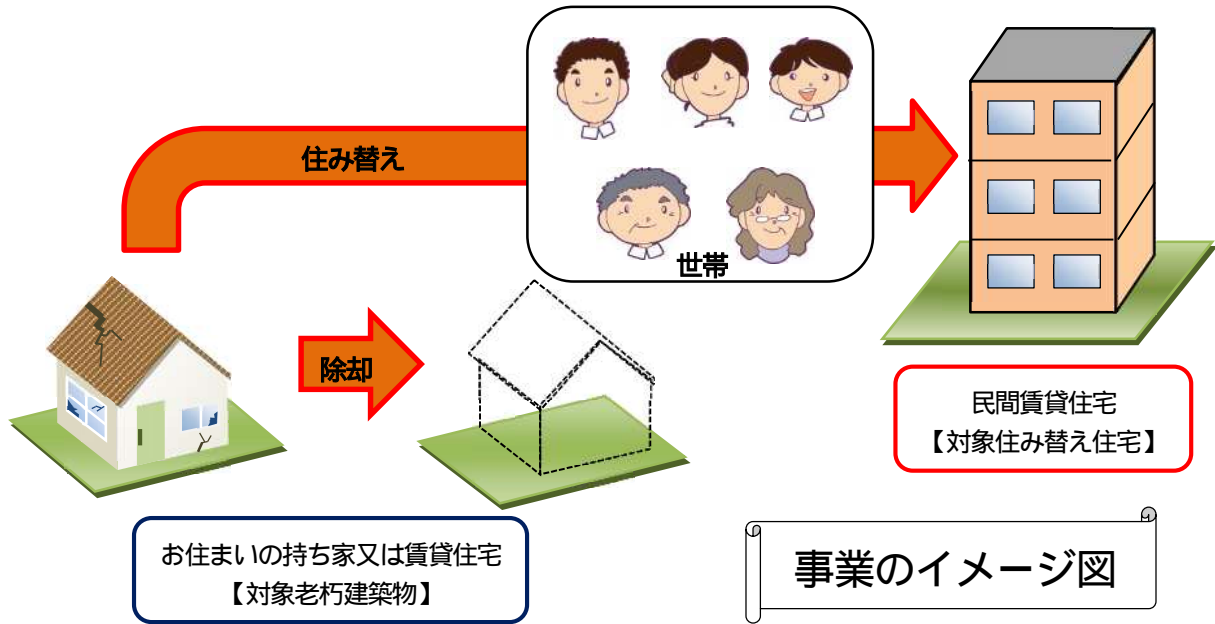


不燃化特区住み替え助成事業

不燃化特区内にお住まいの世帯が、居住する老朽化した住宅（「対象老朽建築物」といいます）の解体に伴い、荒川区内の民間賃貸住宅（「対象住み替え住宅」といいます）に住み替える場合に、住み替えに要する一時的費用等の一部を助成する事業制度です。

令和8年9月



不燃化特区とは

老朽化した木造住宅が密集した地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区を指定し、特別な支援制度により地域の不燃化を図り、「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める制度です。

この事業の対象となる不燃化特区の区域は、次の2地区です。



●荒川・南千住地区

荒川一丁目～荒川四丁目、荒川七丁目
南千住一丁目、南千住五丁目
町屋一丁目の一部（1番、2番、19番～21番）

●町屋・尾久地区

荒川五丁目、荒川六丁目
町屋二丁目～町屋四丁目
東尾久一丁目～東尾久六丁目
西尾久一丁目、西尾久二丁目
西尾久三丁目の一部（21番から26番）
西尾久四丁目の一部（1番から6番、9番から24番、27番から32番）
西尾久五丁目、西尾久六丁目

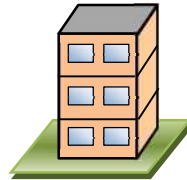
助成対象の基準



対象老朽建築物の要件

不燃化特区内にある、以下のいずれかに該当する個人又は中小企業等（宅地建物取引業者を除く）が所有する建築物です。

- ・木造建築物で耐用年数の3分の2を経過したもの（住宅の場合、築15年以上）
- ・非木造建築物で昭和56年5月31日以前に建築され区が危険と判定したもの



対象住み替え住宅の要件

次のいずれにも該当する建築物の住戸です。

- ・荒川区内にあること
- ・整備地域（ ）内の場合は耐用年数の3分の2を経過した老朽建築物でないこと

裏面の「整備地域地図」参照



助成対象者（申請者）の要件

次のいずれにも該当する人です。

- ・対象老朽建築物に引き続き2年以上居住
- ・対象老朽建築物の所有者又は賃貸借契約に基づき使用している賃借人であること（その者からの同意を得た同居人を含む）
- ・対象住み替え住宅の貸主と締結する、契約期間を2年以上とした賃貸借契約の借主であり、かつ、対象住み替え住宅に転居すること。
- ・対象住み替え住宅に転居する前であること。
- ・住民税、国民健康保険料の滞納がない

対象住み替え住宅の居住者



対象住み替え住宅には、助成対象者のほかどなたでも居住できます。

ただし、住み替え前から同居している人のみが助成金の限度額の算定人数に含まれます。

助成内容

助成金の対象

次の（１）～（３）に掲げる費用の額の合計額（ただし、消費税相当額は除く）

（１）転居一時金

対象住み替え住宅の賃貸借契約の契約時に要する礼金、権利金及び仲介手数料の実費の合計額

（２）住居用家財移転費用

転居に伴う住居用家財等の運搬等に要した費用のうち、自動車運送事業者に支出した費用又はレンタカーの借り受けに要した費用

（３）家賃

対象住み替え住宅の光熱水費、共益費等を除いた住戸の賃借料の3ヶ月分（高齢者世帯¹は6ヶ月分）

1 高齢者世帯とは、対象老朽建築物に居住する者の構成が次のいずれかに該当する世帯をいいます。



- ・70歳以上の単身者
- ・70歳以上の者及びその配偶者
- ・70歳以上の者及びその兄弟姉妹
- ・70歳以上の者のみで構成された世帯

助成金の限度額

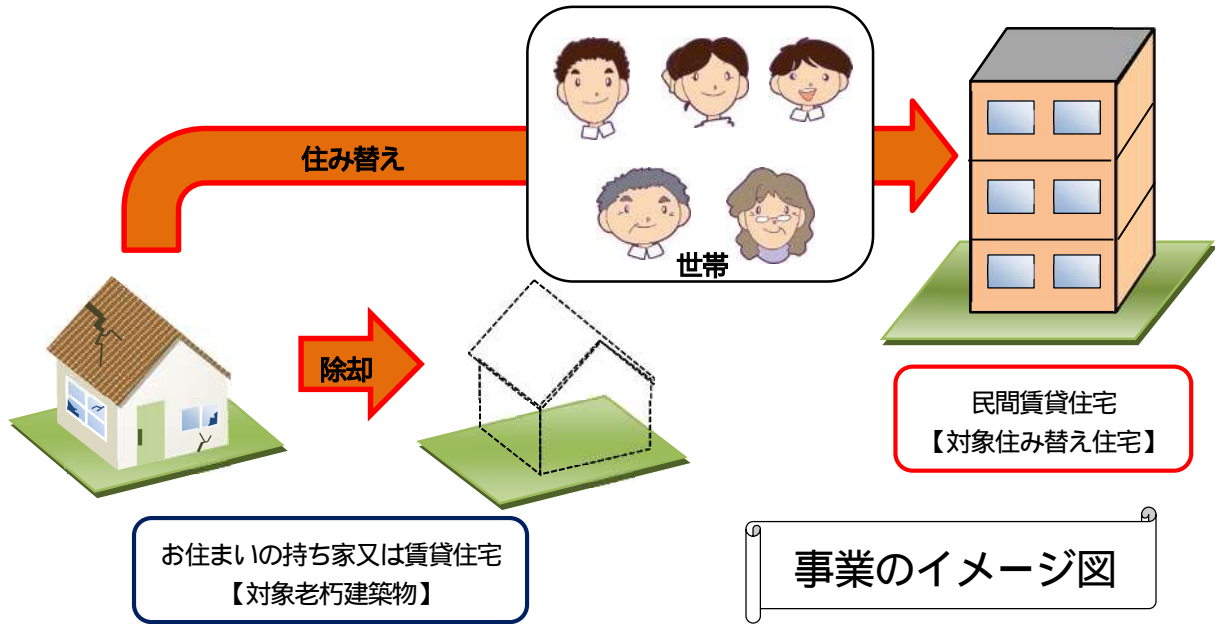
額算定人数 ²	転居一時金の限度額	住居用家財移転費用の限度額	家賃の限度額	
				高齢者世帯の場合
1人	322,500 円	224,500 円	322,500 円	645,000 円
2人	387,000 円	352,700 円	387,000 円	774,000 円
3人	516,000 円	352,700 円	516,000 円	1,032,000 円
4人以上	645,000 円	449,000 円	645,000 円	1,290,000 円

2 額算定人数とは、対象老朽建築物に居住する者で、かつ、対象住み替え住宅に転居する者の人数です。

不燃化特区住み替え助成事業

不燃化特区内にお住まいの世帯が、居住する老朽化した住宅（「対象老朽建築物」といいます）の解体に伴い、荒川区内の民間賃貸住宅（「対象住み替え住宅」といいます）に住み替える場合に、住み替えに要する一時的費用等の一部を助成する事業制度です。

令和8年9月



不燃化特区とは

老朽化した木造住宅が密集した地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区を指定し、特別な支援制度により地域の不燃化を図り、「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める制度です。

この事業の対象となる不燃化特区の区域は、次の2地区です。



●荒川・南千住地区

荒川一丁目～荒川四丁目、荒川七丁目
南千住一丁目、南千住五丁目
町屋一丁目の一部（1番、2番、19番～21番）

●町屋・尾久地区

荒川五丁目、荒川六丁目
町屋二丁目～町屋四丁目
東尾久一丁目～東尾久六丁目
西尾久一丁目、西尾久二丁目
西尾久三丁目の一部（21番から26番）
西尾久四丁目の一部（1番から6番、9番から24番、27番から32番）
西尾久五丁目、西尾久六丁目

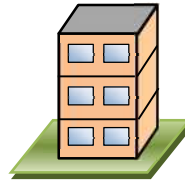
助成対象の基準



対象老朽建築物の要件

不燃化特区内にある、以下のいずれかに該当する個人又は中小企業等（宅地建物取引業者を除く）が所有する建築物です。

- ・木造建築物で耐用年数の3分の2を経過したもの（住宅の場合、築15年以上）
- ・非木造建築物で昭和56年5月31日以前に建築され区が危険と判定したもの



対象住み替え住宅の要件

次のいずれにも該当する建築物の住戸です。

- ・荒川区内にあること
- ・整備地域（ ）内の場合は耐用年数の3分の2を経過した老朽建築物でないこと

裏面の「整備地域地図」参照



助成対象者（申請者）の要件

次のいずれにも該当する人です。

- ・対象老朽建築物に引き続き2年以上居住
- ・対象老朽建築物の所有者又は賃貸借契約に基づき使用している賃借人であること（その者からの同意を得た同居人を含む）
- ・対象住み替え住宅の貸主と締結する、契約期間を2年以上とした賃貸借契約の借主であり、かつ、対象住み替え住宅に転居すること。
- ・対象住み替え住宅に転居する前であること。
- ・住民税、国民健康保険料の滞納がない

対象住み替え住宅の居住者



対象住み替え住宅には、助成対象者のほかどなたでも居住できます。

ただし、住み替え前から同居している人のみが助成金の限度額の算定人数に含まれます。

助成内容

助成金の対象

次の（１）～（３）に掲げる費用の額の合計額（ただし、消費税相当額は除く）

（１）転居一時金

対象住み替え住宅の賃貸借契約の契約時に要する礼金、権利金及び仲介手数料の実費の合計額

（２）住居用家財移転費用

転居に伴う住居用家財等の運搬等に要した費用のうち、自動車運送事業者に支出した費用又はレンタカーの借り受けに要した費用

（３）家賃

対象住み替え住宅の光熱水費、共益費等を除いた住戸の賃借料の3ヶ月分（高齢者世帯¹は6ヶ月分）

1 高齢者世帯とは、対象老朽建築物に居住する者の構成が次のいずれかに該当する世帯をいいます。



- ・70歳以上の単身者
- ・70歳以上の者及びその配偶者
- ・70歳以上の者及びその兄弟姉妹
- ・70歳以上の者のみで構成された世帯

助成金の限度額

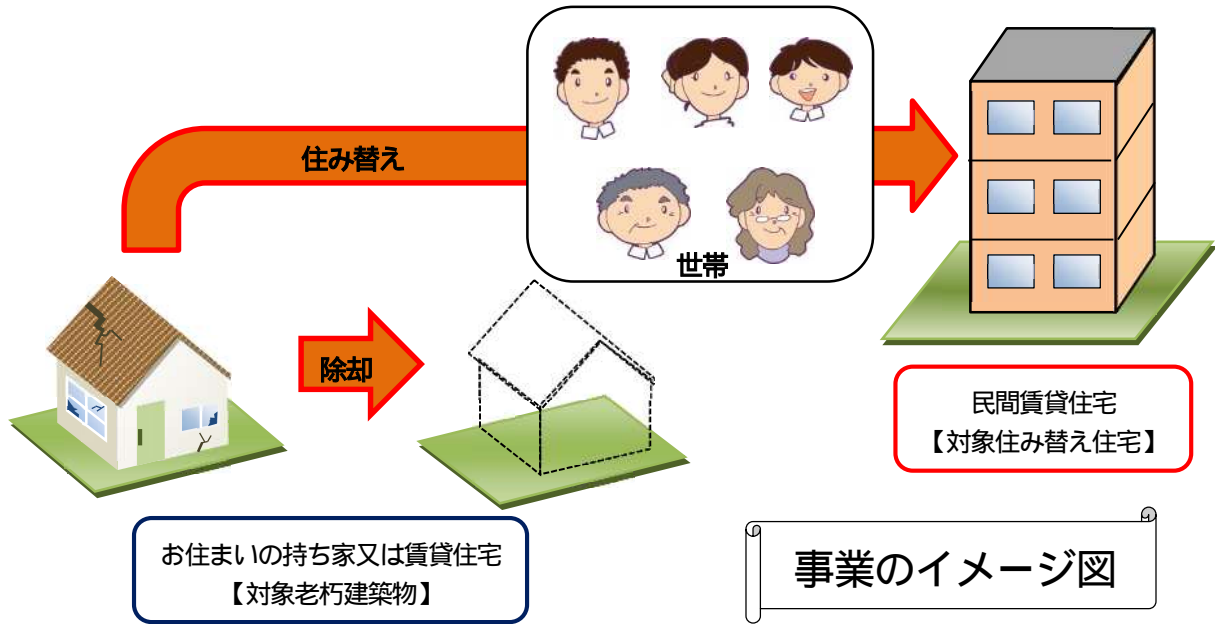
額算定人数 ²	転居一時金の限度額	住居用家財移転費用の限度額	家賃の限度額	
				高齢者世帯の場合
1人	322,500 円	224,500 円	322,500 円	645,000 円
2人	387,000 円	352,700 円	387,000 円	774,000 円
3人	516,000 円	352,700 円	516,000 円	1,032,000 円
4人以上	645,000 円	449,000 円	645,000 円	1,290,000 円

2 額算定人数とは、対象老朽建築物に居住する者で、かつ、対象住み替え住宅に転居する者の人数です。

不燃化特区住み替え助成事業

不燃化特区内にお住まいの世帯が、居住する老朽化した住宅（「対象老朽建築物」といいます）の解体に伴い、荒川区内の民間賃貸住宅（「対象住み替え住宅」といいます）に住み替える場合に、住み替えに要する一時的費用等の一部を助成する事業制度です。

令和8年9月



不燃化特区とは

老朽化した木造住宅が密集した地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区を指定し、特別な支援制度により地域の不燃化を図り、「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める制度です。

この事業の対象となる不燃化特区の区域は、次の2地区です。



●荒川・南千住地区

荒川一丁目～荒川四丁目、荒川七丁目
南千住一丁目、南千住五丁目
町屋一丁目の一部（1番、2番、19番～21番）

●町屋・尾久地区

荒川五丁目、荒川六丁目
町屋二丁目～町屋四丁目
東尾久一丁目～東尾久六丁目
西尾久一丁目、西尾久二丁目
西尾久三丁目の一部（21番から26番）
西尾久四丁目の一部（1番から6番、9番から24番、27番から32番）
西尾久五丁目、西尾久六丁目

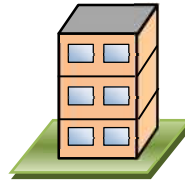
助成対象の基準



対象老朽建築物の要件

不燃化特区内にある、以下のいずれかに該当する個人又は中小企業等（宅地建物取引業者を除く）が所有する建築物です。

- ・木造建築物で耐用年数の3分の2を経過したもの（住宅の場合、築15年以上）
- ・非木造建築物で昭和56年5月31日以前に建築され区が危険と判定したもの



対象住み替え住宅の要件

次のいずれにも該当する建築物の住戸です。

- ・荒川区内にあること
- ・整備地域（ ）内の場合は耐用年数の3分の2を経過した老朽建築物でないこと

裏面の「整備地域地図」参照



助成対象者（申請者）の要件

次のいずれにも該当する人です。

- ・対象老朽建築物に引き続き2年以上居住
- ・対象老朽建築物の所有者又は賃貸借契約に基づき使用している賃借人であること（その者からの同意を得た同居人を含む）
- ・対象住み替え住宅の貸主と締結する、契約期間を2年以上とした賃貸借契約の借主であり、かつ、対象住み替え住宅に転居すること。
- ・対象住み替え住宅に転居する前であること。
- ・住民税、国民健康保険料の滞納がない

対象住み替え住宅の居住者



対象住み替え住宅には、助成対象者のほかどなたでも居住できます。

ただし、住み替え前から同居している人のみが助成金の限度額の算定人数に含まれます。

助成内容

助成金の対象

次の（１）～（３）に掲げる費用の額の合計額（ただし、消費税相当額は除く）

（１）転居一時金

対象住み替え住宅の賃貸借契約の契約時に要する礼金、権利金及び仲介手数料の実費の合計額

（２）住居用家財移転費用

転居に伴う住居用家財等の運搬等に要した費用のうち、自動車運送事業者に支出した費用又はレンタカーの借り受けに要した費用

（３）家賃

対象住み替え住宅の光熱水費、共益費等を除いた住戸の賃借料の3ヶ月分（高齢者世帯¹は6ヶ月分）

1 高齢者世帯とは、対象老朽建築物に居住する者の構成が次のいずれかに該当する世帯をいいます。



- ・70歳以上の単身者
- ・70歳以上の者及びその配偶者
- ・70歳以上の者及びその兄弟姉妹
- ・70歳以上の者のみで構成された世帯

助成金の限度額

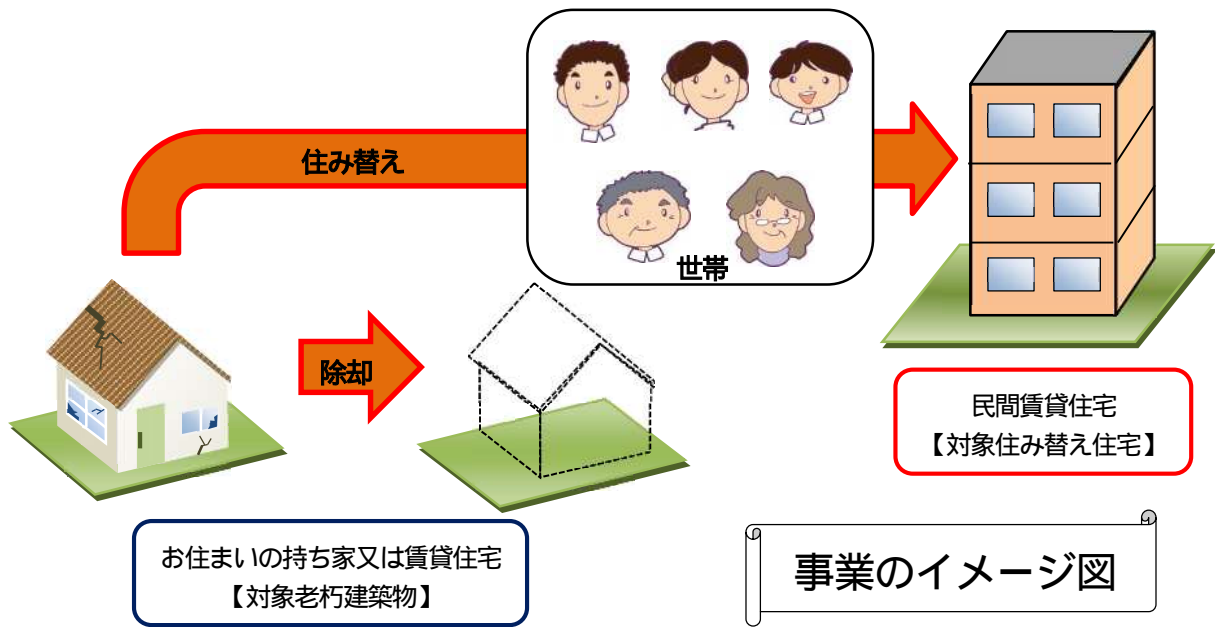
額算定人数 2	転居一時金の 限度額	住居用家財移転費用 の限度額	家賃の限度額	
				高齢者世帯の場合
1人	322,500 円	224,500 円	322,500 円	645,000 円
2人	387,000 円	352,700 円	387,000 円	774,000 円
3人	516,000 円	352,700 円	516,000 円	1,032,000 円
4人以上	645,000 円	449,000 円	645,000 円	1,290,000 円

2 額算定人数とは、対象老朽建築物に居住する者で、かつ、対象住み替え住宅に転居する者の人数です。

不燃化特区住み替え助成事業

不燃化特区内にお住まいの世帯が、居住する老朽化した住宅（「対象老朽建築物」といいます）の解体に伴い、荒川区内の民間賃貸住宅（「対象住み替え住宅」といいます）に住み替える場合に、住み替えに要する一時的費用等の一部を助成する事業制度です。

令和8年9月



不燃化特区とは

老朽化した木造住宅が密集した地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区を指定し、特別な支援制度により地域の不燃化を図り、「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める制度です。

この事業の対象となる不燃化特区の区域は、次の2地区です。



●荒川・南千住地区

荒川一丁目～荒川四丁目、荒川七丁目
南千住一丁目、南千住五丁目
町屋一丁目の一部（1番、2番、19番～21番）

●町屋・尾久地区

荒川五丁目、荒川六丁目
町屋二丁目～町屋四丁目
東尾久一丁目～東尾久六丁目
西尾久一丁目、西尾久二丁目
西尾久三丁目の一部（21番から26番）
西尾久四丁目の一部（1番から6番、9番から24番、27番から32番）
西尾久五丁目、西尾久六丁目

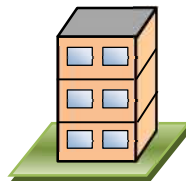
助成対象の基準



対象老朽建築物の要件

不燃化特区内にある、以下のいずれかに該当する個人又は中小企業等（宅地建物取引業者を除く）が所有する建築物です。

- ・木造建築物で耐用年数の3分の2を経過したもの（住宅の場合、築15年以上）
- ・非木造建築物で昭和56年5月31日以前に建築され区が危険と判定したもの



対象住み替え住宅の要件

次のいずれにも該当する建築物の住戸です。

- ・荒川区内にあること
- ・整備地域（ ）内の場合は耐用年数の3分の2を経過した老朽建築物でないこと

裏面の「整備地域地図」参照



助成対象者（申請者）の要件

次のいずれにも該当する人です。

- ・対象老朽建築物に引き続き2年以上居住
- ・対象老朽建築物の所有者又は賃貸借契約に基づき使用している賃借人であること（その者からの同意を得た同居人を含む）
- ・対象住み替え住宅の貸主と締結する、契約期間を2年以上とした賃貸借契約の借主であり、かつ、対象住み替え住宅に転居すること。
- ・対象住み替え住宅に転居する前であること。
- ・住民税、国民健康保険料の滞納がない

対象住み替え住宅の居住者



対象住み替え住宅には、助成対象者のほかどなたでも居住できます。

ただし、住み替え前から同居している人のみが助成金の限度額の算定人数に含まれます。

助成内容

助成金の対象

次の（１）～（３）に掲げる費用の額の合計額（ただし、消費税相当額は除く）

（１）転居一時金

対象住み替え住宅の賃貸借契約の契約時に要する礼金、権利金及び仲介手数料の実費の合計額

（２）住居用家財移転費用

転居に伴う住居用家財等の運搬等に要した費用のうち、自動車運送事業者に支出した費用又はレンタカーの借り受けに要した費用

（３）家賃

対象住み替え住宅の光熱水費、共益費等を除いた住戸の賃借料の3ヶ月分（高齢者世帯¹は6ヶ月分）

1 高齢者世帯とは、対象老朽建築物に居住する者の構成が次のいずれかに該当する世帯をいいます。



- ・70歳以上の単身者
- ・70歳以上の者及びその配偶者
- ・70歳以上の者及びその兄弟姉妹
- ・70歳以上の者のみで構成された世帯

助成金の限度額

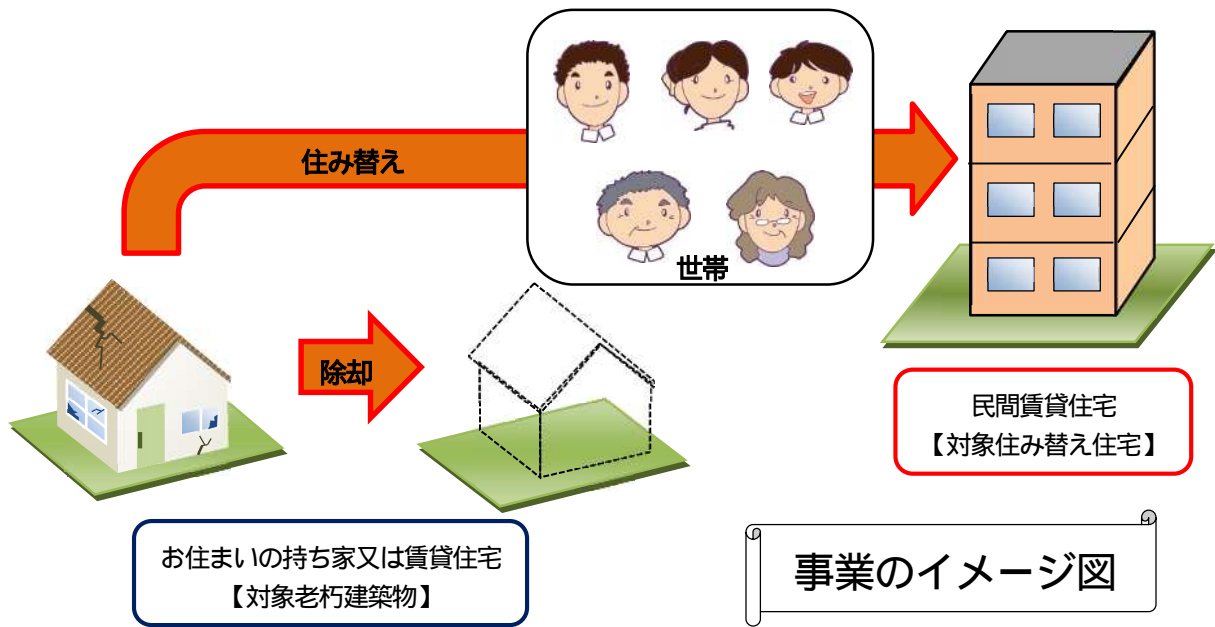
額算定人数 ²	転居一時金の限度額	住居用家財移転費用の限度額	家賃の限度額	
				高齢者世帯の場合
1人	322,500 円	224,500 円	322,500 円	645,000 円
2人	387,000 円	352,700 円	387,000 円	774,000 円
3人	516,000 円	352,700 円	516,000 円	1,032,000 円
4人以上	645,000 円	449,000 円	645,000 円	1,290,000 円

2 額算定人数とは、対象老朽建築物に居住する者で、かつ、対象住み替え住宅に転居する者の人数です。

不燃化特区住み替え助成事業

不燃化特区内にお住まいの世帯が、居住する老朽化した住宅（「対象老朽建築物」といいます）の解体に伴い、荒川区内の民間賃貸住宅（「対象住み替え住宅」といいます）に住み替える場合に、住み替えに要する一時的費用等の一部を助成する事業制度です。

令和8年9月



不燃化特区とは

老朽化した木造住宅が密集した地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区を指定し、特別な支援制度により地域の不燃化を図り、「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める制度です。

この事業の対象となる不燃化特区の区域は、次の2地区です。



●荒川・南千住地区

荒川一丁目～荒川四丁目、荒川七丁目
南千住一丁目、南千住五丁目
町屋一丁目の一部（1番、2番、19番～21番）

●町屋・尾久地区

荒川五丁目、荒川六丁目
町屋二丁目～町屋四丁目
東尾久一丁目～東尾久六丁目
西尾久一丁目、西尾久二丁目
西尾久三丁目の一部（21番から26番）
西尾久四丁目の一部（1番から6番、9番から24番、27番から32番）
西尾久五丁目、西尾久六丁目

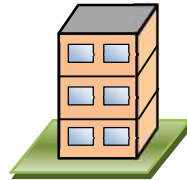
助成対象の基準



対象老朽建築物の要件

不燃化特区内にある、以下のいずれかに該当する個人又は中小企業等（宅地建物取引業者を除く）が所有する建築物です。

- ・木造建築物で耐用年数の3分の2を経過したもの（住宅の場合、築15年以上）
- ・非木造建築物で昭和56年5月31日以前に建築され区が危険と判定したもの



対象住み替え住宅の要件

次のいずれにも該当する建築物の住戸です。

- ・荒川区内にあること
- ・整備地域（ ）内の場合は耐用年数の3分の2を経過した老朽建築物でないこと

裏面の「整備地域地図」参照



助成対象者（申請者）の要件

次のいずれにも該当する人です。

- ・対象老朽建築物に引き続き2年以上居住
- ・対象老朽建築物の所有者又は賃貸借契約に基づき使用している賃借人であること（その者からの同意を得た同居人を含む）
- ・対象住み替え住宅の貸主と締結する、契約期間を2年以上とした賃貸借契約の借主であり、かつ、対象住み替え住宅に転居すること。
- ・対象住み替え住宅に転居する前であること。
- ・住民税、国民健康保険料の滞納がない

対象住み替え住宅の居住者



対象住み替え住宅には、助成対象者のほかどなたでも居住できます。

ただし、住み替え前から同居している人のみが助成金の限度額の算定人数に含まれます。

助成内容

助成金の対象

次の（１）～（３）に掲げる費用の額の合計額（ただし、消費税相当額は除く）

（１）転居一時金

対象住み替え住宅の賃貸借契約の契約時に要する礼金、権利金及び仲介手数料の実費の合計額

（２）住居用家財移転費用

転居に伴う住居用家財等の運搬等に要した費用のうち、自動車運送事業者に支出した費用又はレンタカーの借り受けに要した費用

（３）家賃

対象住み替え住宅の光熱水費、共益費等を除いた住戸の賃借料の3ヶ月分（高齢者世帯¹は6ヶ月分）

1 高齢者世帯とは、対象老朽建築物に居住する者の構成が次のいずれかに該当する世帯をいいます。



- ・70歳以上の単身者
- ・70歳以上の者及びその配偶者
- ・70歳以上の者及びその兄弟姉妹
- ・70歳以上の者のみで構成された世帯

助成金の限度額

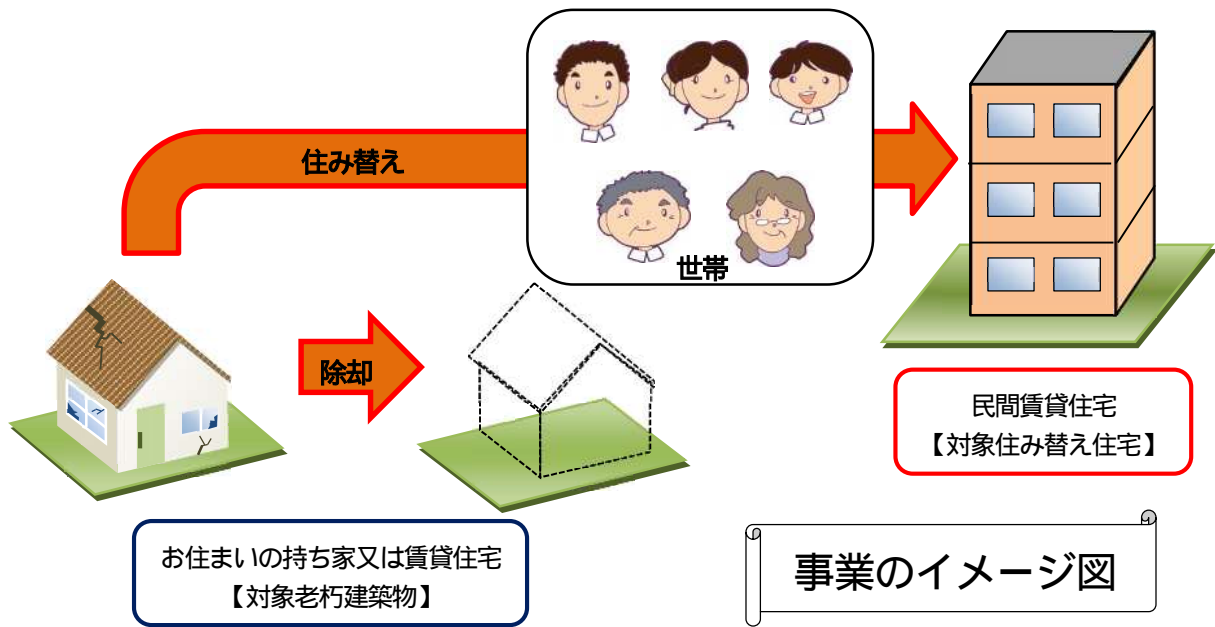
額算定人数 2	転居一時金の 限度額	住居用家財移転費用 の限度額	家賃の限度額	
				高齢者世帯の場合
1人	322,500 円	224,500 円	322,500 円	645,000 円
2人	387,000 円	352,700 円	387,000 円	774,000 円
3人	516,000 円	352,700 円	516,000 円	1,032,000 円
4人以上	645,000 円	449,000 円	645,000 円	1,290,000 円

2 額算定人数とは、対象老朽建築物に居住する者で、かつ、対象住み替え住宅に転居する者の人数です。

不燃化特区住み替え助成事業

不燃化特区内にお住まいの世帯が、居住する老朽化した住宅（「対象老朽建築物」といいます）の解体に伴い、荒川区内の民間賃貸住宅（「対象住み替え住宅」といいます）に住み替える場合に、住み替えに要する一時的費用等の一部を助成する事業制度です。

令和8年9月



不燃化特区とは

老朽化した木造住宅が密集した地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区を指定し、特別な支援制度により地域の不燃化を図り、「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める制度です。

この事業の対象となる不燃化特区の区域は、次の2地区です。



●荒川・南千住地区

荒川一丁目～荒川四丁目、荒川七丁目
南千住一丁目、南千住五丁目
町屋一丁目の一部（1番、2番、19番～21番）

●町屋・尾久地区

荒川五丁目、荒川六丁目
町屋二丁目～町屋四丁目
東尾久一丁目～東尾久六丁目
西尾久一丁目、西尾久二丁目
西尾久三丁目の一部（21番から26番）
西尾久四丁目の一部（1番から6番、9番から24番、27番から32番）
西尾久五丁目、西尾久六丁目

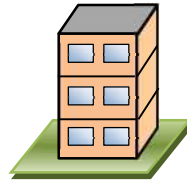
助成対象の基準



対象老朽建築物の要件

不燃化特区内にある、以下のいずれかに該当する個人又は中小企業等（宅地建物取引業者を除く）が所有する建築物です。

- ・木造建築物で耐用年数の3分の2を経過したもの（住宅の場合、築15年以上）
- ・非木造建築物で昭和56年5月31日以前に建築され区が危険と判定したもの



対象住み替え住宅の要件

次のいずれにも該当する建築物の住戸です。

- ・荒川区内にあること
- ・整備地域（ ）内の場合は耐用年数の3分の2を経過した老朽建築物でないこと

裏面の「整備地域地図」参照



助成対象者（申請者）の要件

次のいずれにも該当する人です。

- ・対象老朽建築物に引き続き2年以上居住
- ・対象老朽建築物の所有者又は賃貸借契約に基づき使用している賃借人であること（その者からの同意を得た同居人を含む）
- ・対象住み替え住宅の貸主と締結する、契約期間を2年以上とした賃貸借契約の借主であり、かつ、対象住み替え住宅に転居すること。
- ・対象住み替え住宅に転居する前であること。
- ・住民税、国民健康保険料の滞納がない

対象住み替え住宅の居住者



対象住み替え住宅には、助成対象者のほかどなたでも居住できます。

ただし、住み替え前から同居している人のみが助成金の限度額の算定人数に含まれます。

助成内容

助成金の対象

次の（１）～（３）に掲げる費用の額の合計額（ただし、消費税相当額は除く）

（１）転居一時金

対象住み替え住宅の賃貸借契約の契約時に要する礼金、権利金及び仲介手数料の実費の合計額

（２）住居用家財移転費用

転居に伴う住居用家財等の運搬等に要した費用のうち、自動車運送事業者に支出した費用又はレンタカーの借り受けに要した費用

（３）家賃

対象住み替え住宅の光熱水費、共益費等を除いた住戸の賃借料の3ヶ月分（高齢者世帯¹は6ヶ月分）

1 高齢者世帯とは、対象老朽建築物に居住する者の構成が次のいずれかに該当する世帯をいいます。



- ・70歳以上の単身者
- ・70歳以上の者及びその配偶者
- ・70歳以上の者及びその兄弟姉妹
- ・70歳以上の者のみで構成された世帯

助成金の限度額

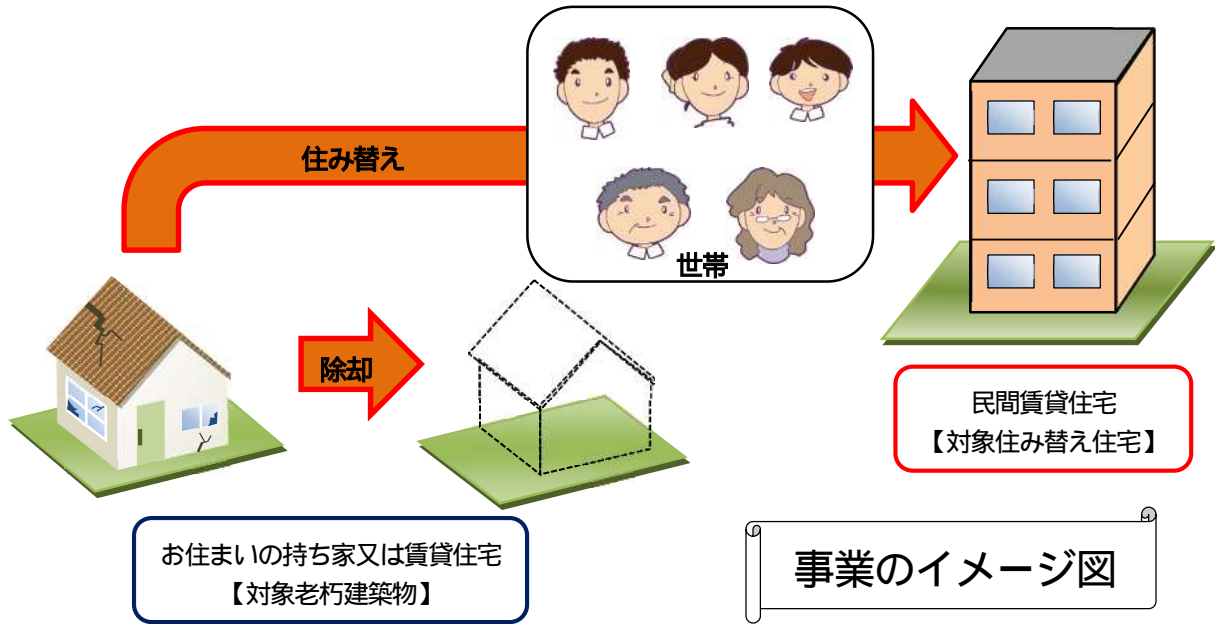
額算定人数 2	転居一時金の 限度額	住居用家財移転費用 の限度額	家賃の限度額	
				高齢者世帯の場合
1人	322,500 円	224,500 円	322,500 円	645,000 円
2人	387,000 円	352,700 円	387,000 円	774,000 円
3人	516,000 円	352,700 円	516,000 円	1,032,000 円
4人以上	645,000 円	449,000 円	645,000 円	1,290,000 円

2 額算定人数とは、対象老朽建築物に居住する者で、かつ、対象住み替え住宅に転居する者の人数です。

不燃化特区住み替え助成事業

不燃化特区内にお住まいの世帯が、居住する老朽化した住宅（「対象老朽建築物」といいます）の解体に伴い、荒川区内の民間賃貸住宅（「対象住み替え住宅」といいます）に住み替える場合に、住み替えに要する一時的費用等の一部を助成する事業制度です。

令和8年9月



不燃化特区とは

老朽化した木造住宅が密集した地域のうち、特に重点的・集中的に改善を図るべき地区を指定し、特別な支援制度により地域の不燃化を図り、「燃え広がらない・燃えない」まちづくりを進める制度です。

この事業の対象となる不燃化特区の区域は、次の2地区です。



●荒川・南千住地区

荒川一丁目～荒川四丁目、荒川七丁目
南千住一丁目、南千住五丁目
町屋一丁目の一部（1番、2番、19番～21番）

●町屋・尾久地区

荒川五丁目、荒川六丁目
町屋二丁目～町屋四丁目
東尾久一丁目～東尾久六丁目
西尾久一丁目、西尾久二丁目
西尾久三丁目の一部（21番から26番）
西尾久四丁目の一部（1番から6番、9番から24番、27番から32番）
西尾久五丁目、西尾久六丁目

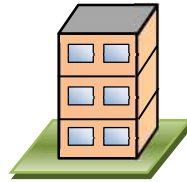
助成対象の基準



対象老朽建築物の要件

不燃化特区内にある、以下のいずれかに該当する個人又は中小企業等（宅地建物取引業者を除く）が所有する建築物です。

- ・木造建築物で耐用年数の3分の2を経過したもの（住宅の場合、築15年以上）
- ・非木造建築物で昭和56年5月31日以前に建築され区が危険と判定したもの



対象住み替え住宅の要件

次のいずれにも該当する建築物の住戸です。

- ・荒川区内にあること
- ・整備地域（ ）内の場合は耐用年数の3分の2を経過した老朽建築物でないこと

裏面の「整備地域地図」参照



助成対象者（申請者）の要件

次のいずれにも該当する人です。

- ・対象老朽建築物に引き続き2年以上居住
- ・対象老朽建築物の所有者又は賃貸借契約に基づき使用している賃借人であること（その者からの同意を得た同居人を含む）
- ・対象住み替え住宅の貸主と締結する、契約期間を2年以上とした賃貸借契約の借主であり、かつ、対象住み替え住宅に転居すること。
- ・対象住み替え住宅に転居する前であること。
- ・住民税、国民健康保険料の滞納がない

対象住み替え住宅の居住者



対象住み替え住宅には、助成対象者のほかどなたでも居住できます。

ただし、住み替え前から同居している人のみが助成金の限度額の算定人数に含まれます。

助成内容

助成金の対象

次の（１）～（３）に掲げる費用の額の合計額（ただし、消費税相当額は除く）

（１）転居一時金

対象住み替え住宅の賃貸借契約の契約時に要する礼金、権利金及び仲介手数料の実費の合計額

（２）住居用家財移転費用

転居に伴う住居用家財等の運搬等に要した費用のうち、自動車運送事業者に支出した費用又はレンタカーの借り受けに要した費用

（３）家賃

対象住み替え住宅の光熱水費、共益費等を除いた住戸の賃借料の3ヶ月分（高齢者世帯¹は6ヶ月分）

1 高齢者世帯とは、対象老朽建築物に居住する者の構成が次のいずれかに該当する世帯をいいます。



- ・70歳以上の単身者
- ・70歳以上の者及びその配偶者
- ・70歳以上の者及びその兄弟姉妹
- ・70歳以上の者のみで構成された世帯

助成金の限度額

額算定人数 ²	転居一時金の限度額	住居用家財移転費用の限度額	家賃の限度額	
				高齢者世帯の場合
1人	322,500 円	224,500 円	322,500 円	645,000 円
2人	387,000 円	352,700 円	387,000 円	774,000 円
3人	516,000 円	352,700 円	516,000 円	1,032,000 円
4人以上	645,000 円	449,000 円	645,000 円	1,290,000 円

2 額算定人数とは、対象老朽建築物に居住する者で、かつ、対象住み替え住宅に転居する者の人数です。